

『消費税の軽減税率制度に係る説明会』の開催について

平成31年10月1日から消費税が10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が導入されます。

トラック運送事業そのものは軽減税率に直接関係はありませんが、一企業として同制度の対象品目を扱うこともあり、今後のスムーズな経理処理のために下記により説明会を開催しますのでご案内申し上げます。

記

1. 日 時 平成30年5月17日（木）
 13:00～14:00（12:30から受付）
2. 場 所 長野県トラック会館 3階研修ホール
3. プログラム ・講師による説明
 ・質疑応答

参加費は無料です。参加を希望される方は以下の申込書を5月14日までにFAXでご返信ください。

担当：高橋

「消費税の軽減税率制度に係る説明会」申込書

（公社）長野県トラック協会 行
FAX 026-254-5155

事業者名 _____

出席者名